**平成２３年（フ）第３４号**
埼玉県熊谷市弥藤吾410番地２　小林アパート３号棟
債務者　細井　聖子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
**平成２２年（フ）第１６１６号**
千葉県市原市東五所12番地２　リバーサイドビレッジＡ―202
債務者　岸川　　学
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
**平成２２年（フ）第５７５号**
静岡県伊豆の国市三福33番地の３
債務者　杉山　広美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
**平成２３年（フ）第５号**
静岡県沼津市高砂町８番地の６　ピースファルハイツ105
債務者　大原真理子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
**平成２２年（フ）第２３１２号**
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字堀尻９番地
債務者　澤井　栄一
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
**平成２２年（フ）第２３１３号**
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字堀尻９番地
債務者　澤井　　環
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
**平成２２年（フ）第２３１４号**
京都市左京区静市市原町683番地11　中田マンション１―105
債務者　太田健太郎
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
**平成２３年（フ）第４９号**
京都市南区久世大藪町140番地の１
債務者　大瀬　抄子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
**平成２３年（フ）第１１６号**
京都府宇治市広野町桐生谷59番地の54
債務者　大川　秀貴
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
**平成２２年（フ）第１６８５号**
堺市中区堀上町1090番地３、店舗堺市堺区翁橋町１―５―21
債務者　ぢどりやこと　滝口　慎次
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
**平成２２年（フ）第１９７８号**
堺市堺区住吉橋町１丁５番22号　サンハイツ堺401号
債務者　津波古明日香
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
**平成２２年（フ）第２０３０号**
大阪府羽曳野市古市1394番地２棟15号
債務者　廣瀬　昭宏
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
**平成２２年（フ）第２０４２号**
大阪府富田林市若松町１丁目７番６―204号
債務者　永田　初子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
**平成２２年（フ）第２０４５号**
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目478番地の９
債務者　東條千惠子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
**平成２２年（フ）第２０４８号**
大阪府柏原市法善寺３丁目803番地、前住所大阪府八尾市志紀町南４丁目193番地
債務者　岡﨑　真弓
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
**平成２３年（フ）第２２号**
大阪府柏原市田辺２丁目11番６号
債務者　竜田　宗昭
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
**平成２２年（フ）第５７３号**
奈良県桜井市大字豊田287番地
債務者　松下　元信
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所
**平成２２年（フ）第６７２号**
奈良市大宮町３丁目２番50号　白樺ハイツ大宮五203号
債務者　野間　昌弘
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所